

公益財団法人東京都予防医学協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会（以下「本財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。又、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等は別表1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬等のほか常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対する報酬等は、別表1に定める額とする。
- 5 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤理事の定例報酬の額は、別表1の金額報酬の額の範囲内で別に定める「常勤理事の報酬に関する細則」により、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金へ振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 役員報酬は、その月の月額全額を原則として毎月21日に支給する。

ただし、支給日が土曜日又は休日に当たるときは、その直前の勤務日に支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規定第23条第1項に準ずる。

(日割計算)

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本財団は、この規程を持って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

別表 1

役員等	報酬等並びに費用の額
常勤理事	(1) 報酬 年間総額 95 百万円までの範囲内 ただし、費用については、その職務の遂行に当たって負担した実費を支払う (2) 賞与 業績により報酬とは別に支給することができる 支給額は、常勤理事それぞれについて報酬額の 1 / 12 の範囲内として、支給時期等詳細については、その都度定める (3) 退職手当 別に定める「役員退職手当支給規程」により支給する
非常勤役員(理事)	1 人年間総額 15 万円までの範囲内
非常勤役員(監事)	年間総額 60 万円までの範囲内 <u>1 人当たり 20 万円とする</u>
非常勤役員(理事)	1 人会議出席時車代 1 万円の範囲内
非常勤役員(監事)	1 人会議出席時車代 1 万円の範囲内
評議員	1 人会議出席時車代 1 万円の範囲内

別表 2 (削除)

附則

この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会の設立登記の日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 22 日から一部改正する。

この規程は、令和 6 年 6 月 25 日から一部改正する。

この規程は、令和 7 年 6 月 25 日から一部改正する。